氷見市農業委員会　定例総会議事録

（平成３０年度　９月度）

１　日　　時　　平成３０年９月３日（月）

開会：午後２時００分

閉会：午後２時３７分

２　場　　所　　氷見市役所Ｃ棟３階　３０１会議室

３　出席委員　　１１名

1番　中葉　　隆　 2番　道淵　　登 5番　六田　敏夫

7番　両國　明美　 8番　中嶋　知子　 9番　川上　悦男

11番　山下　　裕　12番　江添　良春　13番　大澤　昌弘

14番　扇谷　俊彦　15番　松村　　博

４　欠席委員　　3番　山下　壽明　　4番　円戸　敏男　6番　上出　義美

10番　寳住　與一

５　議　　題　　第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件

第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件

６　職務のため出席した事務局等職員

４名

局　　長　石田　貢一　　農林畜産課長　野村　佳作

主　　査　清水　徹夫

臨時職員　嵐　由佳里

７　総会の概要

（事務局）　ただいまから、平成３０年度９月度定例総会を開催いたします。

はじめに、会長から挨拶がございます。

（会長）　　挨拶　（略）

（事務局）　ありがとうございました。

それでは、恒例であります農業委員会憲章の朗読を両國委員長の主唱により、皆様でお願いいたします。

………農業委員会憲章の朗読………

（事務局）　次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第４条により、　　会長が務めることとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長（会長）それでは、本日の総会に付議する案件は、

第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定について

第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について　意見を付する件

第３号議題　事業計画の変更申請ついて意見を付する件

です。

□議長（会長）　なお、本日は在任委員１５名中１1名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長（会長）　これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、中葉委員、道淵委員にお願いいたします。

□議長（会長）　第１号議題に入る前に、　　　　委員が関係人でありますので、この議事の間は一時退出をお願いします。

　　　　　 　※利用権設定の関係人は、第１号議題の審議の間は退室

□議長（会長）　それでは、第１号議題　農業経営基盤強化促進事業適格決定につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について、ご説明申し上げます。

番号１～の借受人及び貸付人の氏名、面積を朗読

以上、合計で筆、設定面積㎡を、名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。よろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第１号議題、農業経営基盤強化促進事業適格決定について原案のとおり承認することとします。

 ※第１号議題の審議が終わったので、利用権設定の関係人入室

□議長（会長）　それでは、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件６件につきまして、説明申し上げます。

番号１、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は雑種地で、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

番号２、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、氷見市＊＊番、地目は２筆ともに登記が田、現況は休耕地、面積は２筆の合計で㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利はです。

番号３、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は氷見市＊＊番地（法人名＊＊）、譲渡人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記・現況ともに田、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利はです。

番号４、地区はです。

この案件も、農地法第５条の規定による許可申請です。

譲受人は高岡市＊＊番地（法人名＊＊）、譲渡人は富山市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記・現況ともに畑、面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利はです。

番号５、地区はです。

この案件は、農地法第４条の規定による許可申請です。

申請人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は宅地、申請面積は㎡です。

農地区分は第３種農地で、転用目的が、権利はです。

この案件は違反転用に該当していますので、始末書が提出されています。

番号６、地区はです。

この案件は、農地法第５条の規定による許可申請です。

使用借人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、使用貸人は氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、申請地は、氷見市＊＊番、地目は登記が田、現況は畑、面積は㎡です。

農地区分は第１種農地で、転用目的が、権利はです。

（引き続き、許可基準について説明）

今回付された案件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどよろしくお願いします。

□議長（会長）　質問を受ける前に、先般＊月＊＊日に行いました＊＊委員と当該地区推進委員、事務局員による現地調査について、＊＊委員から報告を受けたいと思います。

（＊＊委員）　　先般＊月＊＊日、わたしと地区推進委員及び事務局員で実施しました現地調査の結果について報告いたします。

今回の案件いずれも、隣接地との境界が確定されていること、用排水路及び周辺農地への影響に問題がないことを確認いたしました。

また、隣接農地耕作者からの承諾書及び氷見市土地改良区からの同意書が、添付されています。

なお、番号５番の申請地は既に住宅敷地として利用されており、無断転用であるため、始末書の提出を受けています。

以上、今回のすべての案件につきまして、原案のとおり許可相当であると判断したことを報告いたします。

□議長（会長）　事務局の説明と＊＊委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第２号議題　農地法第４条及び第５条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　次に、第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件に　　つきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局）　　　それでは、第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件１件につきまして説明させていただきます。

　　　　　　　　当初計画者は、氷見市＊＊番地（氏名＊＊）、

継承者が、氷見市＊＊番地（氏名＊＊）

申請地は、氷見市＊＊番、面積は㎡です。

当初計画者は、申請地にてする予定でしたが、平成年に氷見　市＊＊地内に事務所を構え、会社を設立し、また今後の生活を考え、事務所近くにを建設したため、当初の計画が必要でなくなり、今回の申請地を売却することを決意されました。

登記簿上の地目は田、現況は盛土・聖地をした状態のままです。

継承者は申請地において、とするものです。

当初計画につきましては、平成年月に許可申請が提出され、許可を受けたところですが、今回の新たな事業計画により、転用目的及び転用事業者に変更が生じたため、この申請が提出されました。

事業計画の変更申請について意見を付する件１件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほどをよろしくお願いします。

□議長（会長）　事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………異議なしの発声……………

□議長（会長）　異議がないと認め、第３号議題　事業計画の変更申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長）　以上で本日の付議案件は、全て審議されました。

これで、氷見市農業委員会９月度定例総会を終了します。

～　その他連絡事項　～